



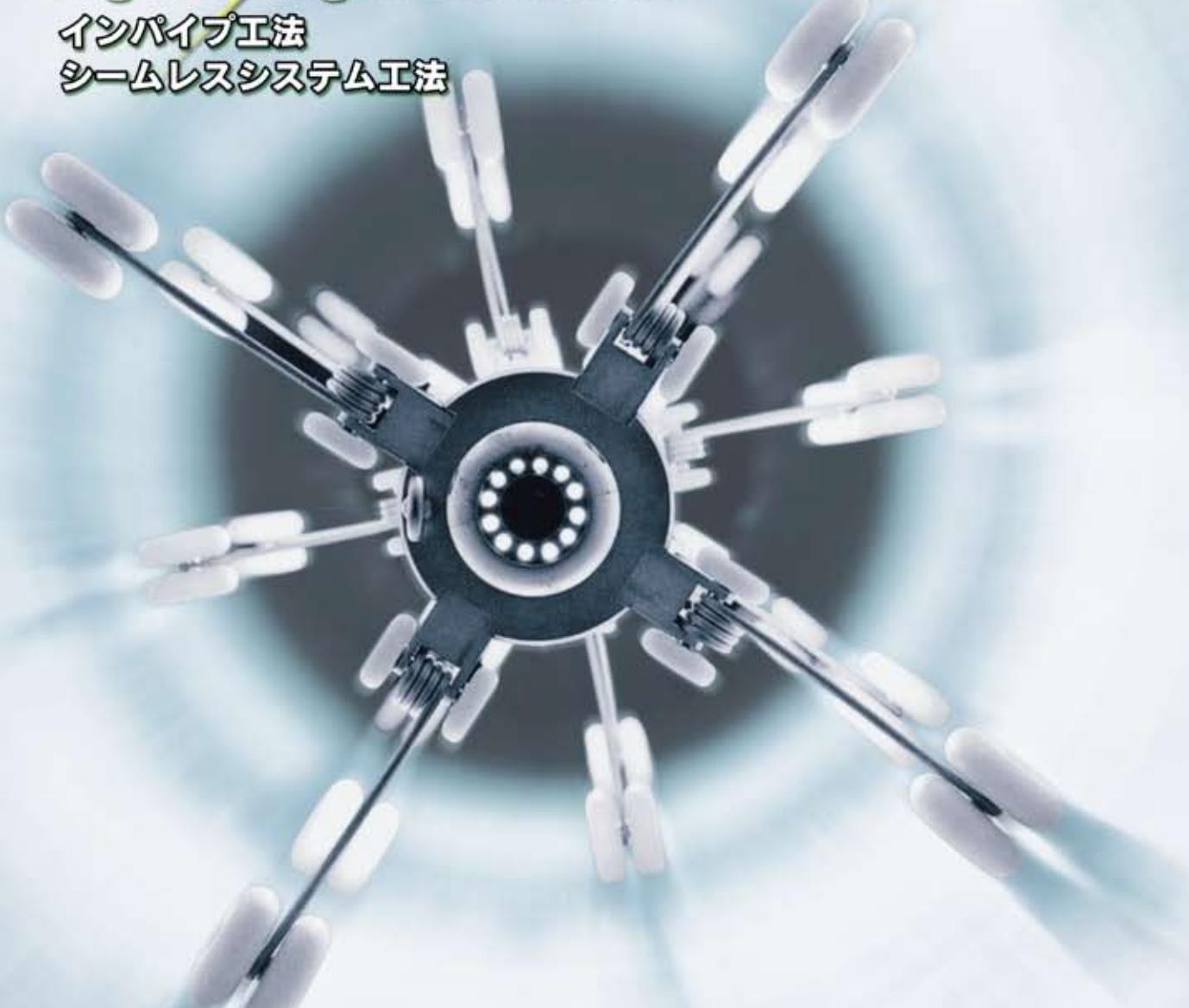
2005  
VOL.8

*Light Curing Reconstruction*

光硬化工法協会会報

インパイプ工法

シームレスシステム工法



輝きがライフラインをガードする

## 公共工事品確法が施行 技術力等を加えた総合的な競争へ移行

日刊建設通信新聞社  
執行役員 編集局長 和田 恵



「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(以下、品確法)が3月30日に国会で成立し、4月1日から施行されました。これにより従来の“価格競争”による公共調達手法を大きく転換する“価格と品質で総合的に優れた調達”の幕が開いたことになります。具体的な考え方を示した「基本方針」も8月に策定、ダンピング受注の防止や不良・不適格業者の排除に役立つと期待が大きい品確法の運用がいよいよ本格的に始まります。

### 「品確法」とは

品確法は、公共工事の品質を確保することが豊かな国民生活と安全で安心な環境を守り、同時に良質な社会資本を整備することが将来にわたって国民の利益になるとの目的に沿って、国や地方自治体など公共発注者の果たすべき役割を明記しています。工事のほか、コンサルタント、建築設計業務を対象としており、公共工事の設計から施工に係るすべての業域が含まれます。

具体的には、品質確保のために、従来の価格だけの競争から価格以外の要素も加味した企業の技術力審査をすべての公共工事に義務付けているのを始め、価格と技術力などの評価を加えた「総合評価方式」の導入を求めていました。その総合評価については、高度な技術が必要な場合には技術提案を受けた後で、予定価格を算出できることも明記しています。これは、いわば、予定価格の上限拘束性の事実上の撤廃につながることを意味しており、公共調達の歴史的な転換といつていいでしょう。

また、技術力の審査に課題のある発注者に対し、評価能力のある機関(いわゆる第三者機関など)の活用努力を示しています。これまで技術系職員がほとんどない市町村の入札・契約の運用は問題視されてきましたが、技術評価の外部活用が明記されたことは大きなポイントの一つと言えます。

### 「品確法」制定の経緯

品確法制定の端緒は、2002年12月に自民党の「公共工事の品質確保と向上に関する研究会」が打ち出した「公共工事に係るダンピング受注排除緊急対策」といいます。そして03年6月に、この研究会が発展改組する形で「自民党公共工事の品質確保に関する議員連盟」が発足、品確法づくりへの機運が一気に高まっていきます。背景には、ダンピング(過度な安値受注)や不良・不適格業者の横行に悩む建設業界の存在がありました。こうした課題は、いまだに解消されてはいないものの、価格主体の競争の弊害が抜き差しならない状況にあったわけです。

品確法は自民、公明の与党に加え、民主党の合意を得て議員立法として制定されましたが、たとえば法案が委員長提案された3月18日の衆院国土交通委員会での「価格のみの競争から技術や品質を含めた競争への転換は世界的な流れである」との発言に代表されるように、価格競争主体の公共調達からの転換は時代の要請といえます。

一方、国土交通省でもこの間、折に触れて「企業評価もしない競争入札や予定価格の事前公表によるくじ引き入札の急増は、発注者自身の問題であり、(品質確保に対する)自らの責任を回避している」と、価格重視に終始する一部発注者の姿勢を問題視してきました。こうした正鵠を射た指摘などを下支えとしながら品確法は成立、施行したわけです。

品確法の成立に大きな役割を果たした、ある自民党国会議員は以下のように語っています。

「たとえば何の努力もしていない企業でも、他社より1円でも安い値段で札を入れたら受注できる。しかし、それが適正な競争であるわけがない。それを適正な競争に変えるのが品確法です。適正な競争をするには企業努力をだれかがきちんと見なければいけない。どの企業が一番競争して、一番いいのかを、値段もひっくるめて総合的に評価する。それが総合評価方式です。そういう方式

に変えましょうというのが品確法なんです」

その伝で言えば、品確法は「適正競争化法」もしくは「総合評価法」といえます。

### 注目の「基本方針」のポイント

品確法は内容的にはあくまで理念法であり、具体的な考え方を示した「基本方針」とセットとなって初めて体系立てられることになります。

その基本方針は、政府により方針案が7月下旬に示され、与野党や自治体、業界団体等の意見を聞き、修正を加えて8月に決定しました。

具体的には、すべての公共工事で建設業者の技術的能力を審査することを明記しています。たとえば有資格業者名簿登録時に、工事実績や工事成績評定の結果、防災活動、技術者継続教育、障害者雇用の取り組みなどを審査します。また、技術的な工夫の余地が少ない工事でもそうした資格要件を審査するだけでなく、簡易な施工計画の提出を求めたり配置予定技術者にヒアリングするなどして不良・不適格業者の排除に努めるよう求めています。

一方、技術的な工夫の余地がある工事では、国が学識経験者などで構成する(仮称)総合評価委員会を設置し、選択肢の一つとしてそれを地方自治体も活用できるようにすることで、総合評価方式の導入を拡大していくま

### 品確法「基本方針」のポイント

#### 1 公共工事の品質確保促進の意義

- ・公共工事の品質確保にあたっては、発注者の責任と自主性において、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約することが重要

#### 2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的方針

##### ①発注関係事務の適切な実施

- ・工事内容に照らして必要がないと認められるときを除き、競争参加者から技術提案を求めるように務め、価格と技術提案の内容を総合的に評価

##### ②技術的能力の審査に関する事項

- ・有資格業者名簿登録時の資格審査
- ・個別工事に際しての技術審査

#### 3 技術提案の審査・評価の実施に関する事項

##### ①民間の技術提案の活用

- ・特に高度な技術と必要としない工事でも極力、施工計画や品質管理などについて工夫を求める
- ・工事特性を踏まえ必要に応じ、発注者の求める工事内容を実現する上での施工上の工夫や、構造物の品質の向上を求める高度な技術的工夫を求める
- ・具体的な評価項目

##### ②技術提案の適切な審査・評価

- ・技術提案の審査は、施工計画については施工手順・工期の設定などの妥当性や地域特性への配慮などについて審査を行う

##### ③技術提案の改善

- ・当該技術提案の改善を求めるか、提案するための機会を与えることができる

##### ④高度な技術などを含む技術提案を求めた場合の予定価格

- ・中立かつ公正な立場から判断できる学識経験者の意見を聴取する

#### 4 中立かつ公正な審査・評価の確保に関する事項

- ・国は、学識経験者による総合評価委員会(仮称)を設置し、総合評価方式の実施方針及び落札者決定基準を定める場合には、学識経験者の意見を聞くこと

す。委員会では実施方針、落札者決定基準、必要に応じて個別工事の評価方法、落札者決定などについて意見を聞きますが、メンバーは地方自治法施行令に定める「学識経験者2人以上」を加えた構成とし、地方ブロックごとに常設します。また、都道府県単位で学識経験者の意見を聞く場を設ける手法なども盛り込んでおり、自治体が独自の判断で運用できるようにしています。

注目される発注者支援については、国、都道府県以外では当面、建設技術センターなどの公益法人を活用するとして、民間企業については将来的な活用に含みを持たせています。調査、設計の品質確保についても工事と同様に重要とし、成果品の良否が業務を実施するもの的能力に左右される特性があることから、技術的能力の審査や技術提案の審査・評価の際、技術者の経験が適切に評価されるよう留意するよう求めています。

### 今後の課題

品確法は発注者と受注者の責務を明記していますが、最終的な目標や目的は、社会資本整備を国民が安全・安心に暮らせるように推進することにあります。その意味で、行き過ぎた価格競争が助長されるような公共調達は国民、さらに言えば日本のためにならないということを、すべての公共発注者とともに、最終ユーザーの国民への理解促進が必要です。

もに、必要に応じ個別工事の評価方法、落札者決定について意見を聞く

・地方公共団体において、総合評価方式の実施、落札者決定、落札者決定基準を定めるとき、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聞く

・発注者単位で、あるいは発注者が連携し都道府県などの単位で学識経験者の意見を聞く場を設ける。既存の審査の場に学識経験者を加える、個別に学識経験者の意見を聞く、学識経験者には公共工事の発注者の立場における実務経験を有しているものなどを対象として含む、など運用面での工夫も可能

#### 5 工事の監督及び検査並びに施工状況の確認、評価に関する事項

・調査基準価格以下の場合には、通常より監督の頻度を増やすなど、重点的な監督体制を敷く

#### 6 発注関係事務の環境整備に関する事項

・各発注者による技術提案の適切な審査・評価、監督及び検査、工事成績評価などのガイドラインなどを作成

・ガイドラインを踏まえ、各発注者は個々の取り組みに関する基準や要領の整備に努める。作成が困難な場合は、国及び都道府県が支援

#### 7 調査及び設計の品質確保に関する事項

・公共工事に関する調査及び設計の品質確保も重要

#### 8 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用

##### ①国、都道府県による支援

・国及び都道府県の支援策

##### ②国、都道府県以外による支援

・当面、公共工事の設計、積算、工事管理などを支援することを目的に設立されている公益法人などを活用しつつ、民間企業の育成を図る

#### 9 施策の進め方

・各発注者の体制に鑑み、段階的かつ計画的に推進していくことが必要

・政府は、基本的な施策の実施状況について調査を行う、その結果を公表

・各発注者間の協力体制の強化を図る

(上記は7月公表の「基本方針案」をベースに作成しました)

## 欧洲光硬化施工現場視察報告

光硬化工法協会  
技術委員長 眞田和彦

### はじめに

昨年11月に行われた「欧洲光硬化技術視察」が好評だったことを受けて、今年もLCR工法協会と株式会社TMS(ライナー販売会社)の共催による、欧洲光硬化現場視察が実施されました。今回は、現場視察を中心としたこともあり参加者は現場経験者が主となり、最長老の中野氏(中野管理株式会社社長)を団長に総勢16名の視察団となりました。

一行は平成17年6月18日(土)~6月26日(日)までの9日間に渡り、光硬化の現場や、ライナー製造工場を視察、また下水道博物館において専任教授からの講義を受講するなど、充実した視察日程を消化し無事帰国致しました。

### ① 現場視察—①

6月20日(月)コペンハーゲン郊外における、光硬化の現場視察を行いました。当該現場の既設管は布設後50年程度経過したもので、更生材には来年度に国産予定のシームレスライナー(Lタイプ)の原型であるベロリーナライナーが使用されていました。現場説明はBKPベロリーナ社の技術顧問であるパーション氏が行い、気温30°Cを超える中、皆さん熱心に質問されていました。

#### 当該現場の施工条件は以下の通り

- 既設管 : φ400(異型コンクリート管)、  
管路延長=53m、取付管3箇所
- 更生材 : φ400、呼び厚さ=5.0mm、  
製造長=54.5m
- 硬化装置 :(400W×3灯)×4ドラム、
- 硬化圧力 : 0.04MPa
- 硬化速度 : 45cm/分



当日の夕方(17:00~19:00)、別途借りた会議室にて技術ミーティングを行いました。

ミーティングにはベロテック社(施工会社)のヨット社長とパーション氏に参加していただき、活発な意見交換を行いました。



#### ※ 焦天下の観察記—①

現場は幹線道路上にマンホールが設置されていましたが、鉄蓋の中心部に[40]という数字が大きく刻印されていました。確認したところ、この数値は輪荷重40tまでを前提とした蓋である事を示しているもので、側道へ入ると15t規格の蓋もあり、その蓋には[15]と刻印されているとの事でした。

また、鉄蓋の側面にはゴムリングが巻かれており、これは防臭の為でありコペンハーゲンの標準的な仕様であるとの事でした。



### ② 工場視察

6月21日(火)コペンハーゲンより空路ベルリンへ移動し、BKPベロリーナ社のライナー製造工場を視察しました。当日は、φ250、t=3.5mmのライナーを4000m連続製造中であり、オーデンワルド社長自らによる詳細な製造装置や品質管理の説明を受けました。

ライナー製造工場は、約100年前にヒンデンブルクやツエッペリンなど有名な飛行船の格納庫として使用していた建物を現在に至るまで完璧に保全使用しており、製造ノウハウに関する技術レベルの高さや、品質管理のシビアさだけでなく、ドイツ人の物を大切にする姿勢に一同感心しきりでありました。



### ③ ハンブルク市下水道博物館にて

6月22日(水)午前中、ハンブルク市の下水道博物館を訪問し、専任のシッカート教授によるハンブルク市の下水道史の講義を受講し、その後ポンプ場の見学を行いました。教授によると、ハンブルクは1842年に市内の全域を3日間で焼失するような大火に見舞われ、その後1843年～48年までにイギリス人技術者の協力により、インフラ整備としての下水道ネットワーク(合流式)を構築したとの事でした。

教授曰く、世界に先駆けて本格的な下水道整備が出来たのは、邪魔な建物が無くなったり(焼失した)ことも大きく寄与したようです。



### ④ 現場視察－②

6月23日(木)スイスのトゥーン市における現場視察を行いました。当該現場においても、コペンハーゲンと同様ベロリーナライナーの施工が行われており、私たちが訪れた所は閑静な住宅街でした。

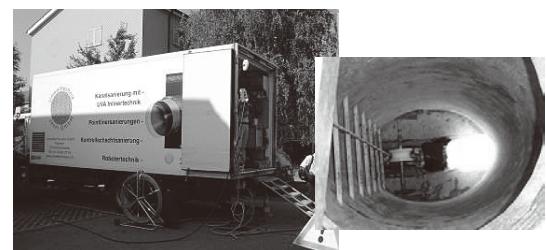
施工を担当していたイエニー社は、施工装置のメーカーでもあり、日本で使用している施工装置との違いを熱心にチェックするメンバーもいました。この日も30℃を超える炎天下でしたが、ライナーの引込み、拡径、光硬化の工程は全て順調に推移し、仕上がり状況も申し分の無いものでした。

**当該現場の施工条件は以下の通り**

- 既設管 :  $\phi 250$ (コンクリート管)、  
管路延長=40m、取付管3箇所

●更生材 :  $\phi 250$ 、呼び厚さ=3.5mm、  
製造長=41.5m

- 硬化装置 : 400W×8灯(トレーンタイプ)
- 硬化圧力 : 0.05MPa
- 硬化速度 : 75cm/分



#### ※ 炎天下の観察記－②

現場施工の真最中、当協会のインストラクターのW氏がやおら作業手袋をはめると、マンホール上に四つん這いになり作業の手助けをするという一幕がありました。

作業をスムーズに進行させる目的ためには国境や言葉の壁も無関係と見え、W氏は何の違和感も無く作業クルーの一員となっていました。



### ⑤ ユングフラウヨッホ視察

6月24日(金)視察団の日程も大詰めとなり、ユネスコ世界自然遺産に登録されているスイスアルプスのユングフラウヨッホ駅(標高3454m)へ向け、登山電車で出発しました。当日は非常な好天に恵まれ、アイガー北壁やユングフラウ、アレッチ氷河等の壮大な景観を、標高3571mの展望台から団長以下全員で堪能することが出来ました。標高の関係で高山病の懸念もあったため、幹事(宮原氏)が携帯用酸素ボンベを用意して行った所、大半の方が多少頭がフラフラするということでボンベのお世話になっていました。



#### おわりに

今回の視察に当たり、(株)TMS、BKPベロリーナ社並びに現地での施工会社各位に御協力を賜り、多大なる謝意を表する次第であります。

### 下水道展

台風7号接近もあったなか、3年連続となる来場者10万人を突破した「下水道展'05東京」(東京ビッグサイト7月26日～29日)に、今年も展示ブースを出展しました。

「維持管理の時代」が本格化してきたここ近年、維持管理や管更生、補修工法などが注目を集めしており、当協会ブースにも多くの方が訪れました。



ブースには多くの来訪者が…

### 総 会



大岡会長



小渕議員



田村議員

第3回定時総会を4月27日に開き、16年度事業報告や、新材料導入を盛り込んだ17年度事業計画案などを審議、承認されました。

事業報告ではシームレスシステム工法が約6%上回ったことを報告、価格競争のなかで前年度とほぼ同等の実績を確保することができたのは「工事単価圧縮努力、施行時間が短い光硬化の特長と良質、環境配慮の成果」が表れたものと思われます。

総会終了後、小渕優子・田村憲久両衆議院議員(開催当時)などから挨拶をいただき、また多くの来賓にご来場いただきました。

また支部総会が5月19日の北陸地域支部を皮切りに、20日近畿地域支部、24日中部地域支部、25日南関東地域支部、26日四国地域支部、27日北関東地域支部、九州地域支部、31日中国地域支部、6月2日北海道地域支部、7日東北地域支部の全10地域支部において行われました。本部・支部の役員一覧を最終ページに掲載しています。

## 「品質管理技術資料」説明会

「管渠更生工法の品質管理技術資料」説明会を全10地域支部において行いました。同資料は管渠更生工法技術協会と下水道新技術推進機構との共同研究の成果をまとめたもので、更生工法にとって必要な性能、施工管理品質管理に関する事項、各種管渠更生工法の具体的な技術資料などが記載されており、各自治体においても、この資料に則った管理を施工者に求めてきています。

説明会では、参加者に品質管理の重要性を認識していただき、更生工法の技術研鑽と品質管理の向上に努めもらうことを図りました。また会場では多くの質疑応答がありました。

日程は次の通り5月18日中国地域支部、19日九州地域支部、25日北陸地域支部、6月3日四国地域支部、7日東北地域支部、8日中部地域支部(管渠更生工法技術協会の後援)、9日北海道地域支部、27日と7月5日南関東・北関東地域支部、6月29日と7月4日近畿地域支部。



## 農業用水管路設計講習会

技術委員会は8月4日から5日までの2日間、各地域支部の1級土木施工管理技士もしくは同等の能力を有するものを対象に大阪市内で農業用水管路設計講習会を行いました。

平成14年現在で農業用水管路の延長は4万5千kmといわれており、これらの管路の多くが耐用年数の経過により更新の時期を迎えています。また設計に当たっては下水管の設計とは異なるため、各地で農業用水管路の補修工法にニーズが高まっています。

当協会は独立行政法人農業工学研究所と共同研究している「地中に埋設された老朽パイplineの限界状態評価と補強工法の開発」にシームレスシステム工法をもって参加し、今後の需要に対応すべく努めているところですが、昨今、農業用水関係の管更生工事においても当工法の優位性が立証されたため(会報LCR7号で紹介)、多くの農業用水関係者、コンサルタントから工法の説明依頼や問い合わせをいただくようになっています。

講習会では、パソコンを持参した参加者たちが真剣な眼差しで講義を受けました。



講習会参加者名簿

地 域	会 社 名	部 課 名	役 職	氏 名
北 海 道	(株)ティーエムエス東日本		代表取締役	渡辺 仁
北 海 道	道 興 加 茂 (株)	工 事 部	課 長	古 郡 健一
東 北	東亜ケンガト工業(株)仙台支店		課 長	丹 野 学
東 北	(株)アームズ東日本	営 業 部	主 任	浅 野 正 順
北 関 東	真 下 建 設 (株)	営 業 部	課 長	深津雄一郎
北 関 東	(株)小 川 組	営 業 部	主 任	石 津 寛
南 関 東	東亜グラウト工業(株)	営 業 部	係 長	桑 木 大 輔
南 関 東	大 林 道 路 (株)	管 路 部	課 長	松 島 良 和
北 陸	(株)キーブクリーン	管 路 部	部 長	塙 本 敏 弘
中 部	大林道路(株)中部支店	ロジ・コリカ	ロジ・コリカ課長	石 黒 修一
中 部	オオブユニティ(株)	営業部工事課		川添秀紀
近 繩	北 浦 建 設 (株)		工 事 部 長	川 戻 勉
近 繩	IFアールビーサホーツサービス(株)		工 事 課 長	植 田 秀 樹
近 繩	大林道路(株)大阪支店		工 事 課 長	矢野伊佐夫
近 繩	奥村組土木興業(株)		技 術 員	笠 屋 裕 康
近 繩	東亜ケンガト工業(株)大阪支店		工 事 課 長	影 山 照 男
近 繩	中 林 建 設 (株)	管 路 部	課 長 代 理	中 川 博 和
近 繩	藤 野 興 業 (株)		技 術 員	阿 部 直 也
近 繩	近 繩 地 域 支 部		事 務 局 長	長 谷 川 清
中 国	(株)ア ク ア 美 保		専 務 取 締 役	中 村 康 徳
中 国	大林道路(株)中国支店	工 事 部	管 路 課 長	高 野 弘 二
四 国	菊 池 建 設 工 業 (株)		営 業 課 長	篠 原 一 則
四 国	(有)四国パイプクリーナー		取 締 役	玉 置 礼 子
九 州	(株)三 和 総 合 土 木		主 任	野 津 正 美

その他「監理技術者講習会、同認定試験」「営業研修会」「積算講習会」「実現場での工法説明会」等、各地域単位で活発に開催されています。

# 光硬化工法協会役員名簿

本 部 <賛助6社>	
会 長	大岡 伸吉
副 会 長	樋口 一義
理 事	有馬 章次
理 事	中村 邦雄
理 事	真下 恵司
理 事	山崎 恵一郎
理 事	山田 實
理 事	勝俣 健二
理 事	佐藤 敏明
監 事	藤野 正勝
相談役	中本 至
運営委員長	佐藤 敏明
技術委員長	眞田 和彦
事務局長	広瀬 達也

東亜グラウト工業(株)  
大林道路(株)  
中林建設(株)  
真柄建設(株)  
真下建設(株)  
小田急建設(株)  
(株)山田組  
大林道路(株)  
東亜グラウト工業(株)  
藤野興業(株)  
環境資源研究所  
東亜グラウト工業(株)  
東亜グラウト工業(株)  
(株)TMS

新潟県支部長	渡辺 明	(株)小川組
群馬県支部長	青木 義明	日本コンテック(株)
山梨県支部長	古屋 幸男	国際建設(株)
長野県支部長	三村 誠司	松本土建(株)
監事	石塚 文規	東亜グラウト工業(株)
運営委員	徳山 良一	真下建設(株)
事務局長	徳山 良一	真下建設(株)

## 南関東地域支部 <58社>

支部長	山崎 恵一郎	小田急建設(株)
副支部長	洲崎 洋幸	京王建設(株)
東京都支部長	石塚 文規	東亜グラウト工業(株)
神奈川県支部長	孫 文書	(株)千代田アクタス
監事	伊藤 義一	白崎建設(株)
監事	佐々木 宏	新館建設(株)
広報部長	月野木 太	大林道路(株)
事務局長	松浦 雅人	小田急建設(株)

大阪府支部長	青木 聖治	大林道路(株)
滋賀県支部長	上嶋 義行	第一建設(株)
京都府支部長	絹川 雅則	公成建設(株)
兵庫県支部長	大野 勝馬	(株)五島組
和歌山県支部長	柳原 明	(株)柳原重機工業
奈良県支部長	坂本 修人	(株)キタムラ
監事	石田 修造	中林建設(株)
監事	藤野 正勝	藤野興業(株)
運営委員長	草木 敏夫	奥村組土木興業(株)
技術部長	北浦 普通	北浦建設(株)
広報部長	前田 浩司	(株)FRPサポートサービス
事務局長	長谷川 清	

## 中国地域支部 <28社>

支部長	田中 實	大林道路(株)
鳥取県支部長	国岡 稔	因幡環境整備(株)
島根県支部長	玉木 正昭	(株)ヒューム
岡山県支部長	中村 浩巳	中村建設(株)
広島県支部長	佐藤 孝男	東亜グラウト工業(株)
山口県支部長	末永 正邦	(株)技工団
監事	中村 高志	住吉工業(株)
広報部長	金島 聖貴	丸伸企業(株)
技術部長	中村 康徳	(株)アクリア美保
運営委員長	渡辺 俊二	大林道路(株)
事務局長	高野 弘二	大林道路(株)

## 四国地域支部 <13社>

支部長	菊池 英夫	菊池建設工業(株)
副支部長	黒田 茂喜	大林道路(株)
監事	中川 義章	東亜グラウト工業(株)
運営委員長	玉置 礼子	(有)四国パイプクリーナー
技術部長	三好 武志	菊池建設工業(株)
広報部長	金本 健司	金本建設(株)
事務局長	篠原 一則	菊池建設工業(株)

## 九州地域支部 <84社>

支部長	梅林 伸八郎	(株)三和綜合土木
副支部長	中野 俊朗	(株)中野管理
北九州地区支部長	山田 浩一	山田土建(株)
福岡地区支部長	梶原 征生	(株)梶原組
大分県支部長	金馬 治郎	(有)東洋インテリアデザイン
宮崎県支部長	中野 俊朗	(株)中野管理
監事	吉永 昭	(有)吉永組
運営委員長	中野 俊朗	(株)中野管理
事務局長	梅林 熟	(株)三和綜合土木

※平成17年8月1日現在 会員数445社。

## 編集後記

国土交通省下水道部より7月1日、平成17年度事業執行にあたっての国庫補助対象範囲の確認事項について、都道府県・政令指定都市はじめ関係団体に事務連絡がなされました。内容は前年の確認事項とほぼ同様ですが、項目18の「汚水に関する下水道管きよの維持更新」および19の「下水道管きよの更生工法による改築に関する国庫補助について」で取り扱いの変更が示されました。示された内容は“改築計画の策定は要さない”“国庫補助の対象となる管きよは敷設替えや更生工法等の手法に関わらない”等となっています。今後、国庫補助による管きよの改築・修繕が増えてゆくことになりそうです。

 光硬化工法協会  
<http://www.lcr.gr.jp>

### 本 部

〒160-0011 東京都新宿区若葉1-5-15竹村ビル4F  
TEL: 03-5367-5173 FAX: 03-3555-5786

### 北海道地域支部

〒007-0868 北海道札幌市東区伏古八条2-5-19  
(株)ティーエムエス東日本内  
TEL: 011-783-7797 FAX: 011-783-5546

### 東北地域支部

宮城県仙台市宮城野区新田4-32-28  
(株)アームズ東日本内  
TEL: 022-231-4077 FAX: 022-231-4077

### 北関東地域支部

埼玉県蓮田市西新宿2-117  
真下建設(株)蓮田支店 内  
TEL: 048-768-7285 FAX: 048-769-1714

### 南関東地域支部

東京都新宿区西新宿4-32-22  
小田急建設(株)内  
TEL: 03-3376-3825 FAX: 03-3374-5256

### 北陸地域支部

福井県鯖江市杉本町813  
(株)キープクリーン内  
TEL: 0778-51-1322 FAX: 0778-51-8234

### 中部地域支部

愛知県名古屋市中区上前津2-1-11 光菱ビル  
TEL: 052-350-4370 FAX: 052-350-4371

### 近畿地域支部

大阪府大阪市中央区北浜東2-13 幸ビル  
TEL: 06-6942-1027 FAX: 06-6942-1028

### 中国地域支部

広島県広島市中区大手町4-1-1大手町平和ビル  
大林道路(株)中国支店 内  
TEL: 082-243-1966 FAX: 082-245-4605

### 四国地域支部

愛媛県松山市別府町620番地2  
菊池建設工業(株)内  
TEL: 089-953-5432 FAX: 089-953-1457

### 九州地域支部

福岡県北九州市小倉北区小文字1-2-42  
(株)三和綜合土木 内  
TEL: 093-541-1117 FAX: 093-541-3419